



## 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の 国民健康保険税の減免について(お知らせ)

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす世帯は国民健康保険税を減免します。

### 減免の対象世帯

- ① 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯 ⇒ 全額を免除  
② 主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯 ※ ⇒ 一部を減額

※ ② の認定要件は、主たる生計維持者が次の (1)~(3) 全てにあてはまること

- (1) 令和2年中の「事業収入」「不動産収入」「山林収入」「給与収入」の何れかが前年収入の3/10以上減少見込である。  
(2) 前年の合計所得金額が1,000万円以下である。  
(3) 「事業収入」「不動産収入」「山林収入」「給与収入」のうち、(1)に該当した収入を除く各収入の前年の所得の合計額が400万円以下である。

注：申請にあたっては収入を証明する書類が必要となります。

### 減免額の計算

保険税の減免額 = 減免対象保険税 (A×B/C) × 減免割合 (D)

A：世帯の被保険者全員について算定した保険税額

B：世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等にかかる前年の所得金額

C：世帯の主たる生計維持者及び当該世帯の全被保険者につき算定した前年の合計所得金額

D：下表左欄の区分に応じた右欄の割合

主たる生計維持者の 前年の合計所得金額	減免割合 (D)
0円～ 300万円	10 / 10
300万1円～ 400万円	8 / 10
400万1円～ 550万円	6 / 10
550万1円～ 750万円	4 / 10
750万1円～1000万円	2 / 10

※ 主たる生計維持者が廃業又は失業した場合は、前年の合計所得金額に関わらず、減免割合 (D) を10/10で計算します。

※ 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯は、上記計算を適用せず全額免除となります。

対象要件や申請に必要な書類について、詳しくはお問い合わせください。

#### ▼ 問い合わせ・申請窓口

田川市役所 税務課市民税保険税係 (Tel 85・7110)

田川市ホームページにも掲載しております。

# 国民健康保険税の減免計算例

## 計算例 1

### 【今年の収入減少の状況】（令和2年1月～）

3人世帯(夫、妻、子)で、夫の事業収入が30%以上減少見込  
(夫の事業収入が令和元年中600万円あったが、令和2年は180万円以上減少する見込)

### 【前年の所得状況】

夫	事業所得	420万円（事業収入600万円）	※事業所得 = 事業収入 - 必要経費
妻	不動産所得	80万円（不動産収入120万円）	
子	給与所得	30万円（給与収入95万円に相当）	

### 【減免計算】

$$\begin{array}{ccccccc} 72\text{万円} & \times & (420\text{万円}/530\text{万円}) & \times & 6/10 & = & \text{約}34\text{万円（減免額）} \\ \text{(A)} & & \text{(B)} & \text{(C)} & \text{(D)} & & \end{array}$$

- (A) 世帯の保険税額
- (B) 主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得金額
- (C) 主たる生計維持者及び当該世帯の全被保険者の前年の合計所得金額
- (D) 減免割合（420万円 < 550万円 ⇒ 減免割合6/10）

## 計算例 2

### 【今年の収入減少の状況】（令和2年1月～）

夫婦二世帯(ともに62歳)、夫の給与収入が30%以上減少見込  
(夫の給与収入が令和元年中170万円あったが、令和2年は51万円以上減少する見込)

### 【前年の所得状況】

夫	給与所得	100万円（給与収入170万円に相当）	
	年金所得	50万円（年金収入120万円に相当）	
妻	年金所得	30万円（年金収入100万円に相当）	

### 【減免計算】

$$\begin{array}{ccccccc} 32\text{万円} & \times & (100\text{万円}/180\text{万円}) & \times & 10/10 & = & \text{約}18\text{万円（減免額）} \\ \text{(A)} & & \text{(B)} & \text{(C)} & \text{(D)} & & \end{array}$$

- (A) 世帯の保険税額
- (B) 主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得金額
- (C) 主たる生計維持者及び当該世帯の全被保険者の前年の合計所得金額
- (D) 減免割合（150万円 < 300万円 ⇒ 減免割合10/10）